

道路交通法施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月28日

香川県公安委員会委員長 上 枝 康

香川県公安委員会規則第3号

道路交通法施行細則等の一部を改正する規則

(道路交通法施行細則の一部改正)

第1条 道路交通法施行細則(平成12年香川県公安委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
目次 第1章 略 第1章の2 <u>遠隔操作型小型車の使用者の義務(第7条の2・第7条の3)</u> 第2章 略 第3章 <u>車両等の運転者及び使用者の義務</u> 第3章の2 <u>特定自動運行の許可等(第26条の2・第26条の3)</u> 第4章～第8章 略 附則 (交通規制の対象から除外する車両) 第4条 略 (1)・(2) 略 (3) 車両の通行禁止の規制(道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(昭和35年総理府・建設省令第3号)別表第1の規制標識の表に規定するもののうち、「車両通行止め」、「二輪の自動車以外の自動車通行止め」、「大型貨物自動車等通行止め」、「大型乗用自動車等通行止め」、「二輪の自動車・原動機付自転車通行止め」、「自転車通行止め」、「車両(組合せ)通行止め」、「自転車及び歩行者等専用」及び「歩行者等専用」の標識を用いた法第8条第1項の道路標識による規制で、当該道路標識の下部に「特定禁止区域」又は「特定禁止区間」の表示がされていないものをいう。)の対象から除く車両 ア～カ 略 (4) 略 2～11 略	目次 第1章 略 第2章 略 第3章 <u>運転者及び使用者の義務</u> 第4章～第8章 略 附則 (交通規制の対象から除外する車両) 第4条 法第4条第2項後段の規定により交通の規制の対象から除外する車両は、道路標識等により表示するもののほか、次に掲げるとおりとする。 (1)・(2) 略 (3) 車両の通行禁止の規制(道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(昭和35年総理府・建設省令第3号)別表第1の規制標識の表に規定するもののうち、「車両通行止め」、「二輪の自動車以外の自動車通行止め」、「大型貨物自動車等通行止め」、「大型乗用自動車等通行止め」、「二輪の自動車・原動機付自転車通行止め」、「自転車通行止め」、「車両(組合せ)通行止め」、「自転車及び歩行者専用」及び「歩行者専用」の標識を用いた法第8条第1項の道路標識による規制で、当該道路標識の下部に「特定禁止区域」又は「特定禁止区間」の表示がされていないものをいう。)の対象から除く車両 ア～カ 略 (4) 略 2～11 略

(通行の許可)

第7条 略

第1章の2 遠隔操作型小型車の使用者の義務

(遠隔操作型小型車の使用者に対する報告又は資料の提出要求の手続)

第7条の2 法第15条の5第1項の規定による報告又は資料の提出要求は、別記様式第6号の2の報告等要求書により行うものとする。

(遠隔操作型小型車の使用者に対する指示の手続)

第7条の3 法第15条の6の規定による指示は、別記様式第6号の3の遠隔操作型小型車の遠隔操作による通行に関する指示書により行うものとする。

第2章 略

(自動車以外の車両の牽引制限)

第18条 略

- (1) 牽引するための装置を有する原動機付自転車によって牽引されるための装置を有するリヤカー1台を牽引する場合
- (2) 略
- (3) 牽引するための装置を有する自転車によって牽引されるための装置を有する軽車両1台を牽引する場合

第3章 車両等の運転者及び使用者の義務

(安全運転管理者等の解任命令の手続)

第24条 略

(自動車の使用者に対する是正措置命令の手続)

第24条の2 法第74条の3第8項の規定による是正措置命令は、別記様式第25号の2の是正措置命令書により行うものとする。

(通行の許可)

第7条 略

第2章 略

(自動車以外の車両の牽引制限)

第18条 法第60条の規定により自動車以外の車両によって他の車両を牽引することができる場合は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 牽引するための装置を有する原動機付自転車又は自転車によって牽引されるための装置を有するリヤカー1台を牽引する場合
- (2) 略
ア～エ 略

第3章 運転者及び使用者の義務

(安全運転管理者等の解任命令の手続)

第24条 略

(自動車等の使用制限書等の様式)

第25条 略

(安全運転管理者又は使用者に対する報告又は資料の提出要求の手続)

第26条 略

第3章の2 特定自動運行の許可等

(特定自動運行実施者に対する報告又は資料の提出要求の手続)

第26条の2 法第75条の25第1項の規定による報告又は資料の提出要求は、別記様式第28号の2の報告等要求書により行うものとする。

(特定自動運行実施者に対する指示の手続)

第26条の3 法第75条の26第1項の規定による指示は、別記様式第28号の3の特定自動運行に関する指示書により行うものとする。

第4章 略

別表第1の3 (第13条の2関係)

路線名	区間
略	
臨港道路朝日町本線	高松市朝日町1丁目496番140地先から 高松市福岡町1丁目6番9地先まで
臨港道路B地区1号線	高松市朝日町4丁目469番9地先から 高松市朝日町3丁目448番23地先まで
臨港道路B地区2号線	高松市朝日町4丁目496番12地先から 高松市朝日町4丁目469番9地先まで
臨港道路B地区3号線	高松市朝日町4丁目496番13地先から 高松市朝日町4丁目496番13地先まで
臨港道路B地区4号線	高松市朝日町4丁目496番14地先から 高松市朝日町4丁目496番13地先まで

(自動車等の使用制限書等の様式)

第25条 略

(安全運転管理者又は使用者に対する報告又は資料の提出要求の手続)

第26条 略

第4章 略

別表第1の3 (第13条の2関係)

路線名	区間
略	
臨港道路朝日町本線	高松市朝日町4丁目11番1地先から 高松市福岡町1丁目6番9地先まで
臨港道路福岡2号線	高松市福岡町1丁目5番18地先から 高松市朝日町5丁目1番1地先まで

臨港道路B地区 6号線	高松市朝日町4丁目496番19地先から 高松市朝日町4丁目496番21地先まで
臨港道路B地区 7号線	高松市朝日町4丁目496番17地先から 高松市朝日町4丁目496番18地先まで
臨港道路B地区 8号線	高松市朝日町4丁目496番169地先から 高松市朝日町4丁目496番171地先まで
臨港道路B地区 11号線	高松市朝日町4丁目496番21地先から 高松市朝日町4丁目496番22地先まで
臨港道路B地区 東西線	高松市朝日町4丁目11番1地先から 高松市朝日町4丁目496番18地先まで
臨港道路C地区 1号線	高松市朝日町5丁目12番1地先から 高松市朝日町5丁目12番1地先まで
臨港道路C地区 2号線	略
臨港道路C地区 6号線	高松市朝日町5丁目539番地先から 高松市朝日町5丁目540番地先まで
臨港道路C地区 12号線	高松市朝日町5丁目536番地先まで 高松市朝日町5丁目539番地先まで
臨港道路C地区 13号線	高松市朝日町5丁目536番地先から 高松市朝日町5丁目536番地先まで
臨港道路F地区 1号線	高松市朝日新町1番16地先から 高松市朝日新町2番地先まで
臨港道路F地区 2号線	高松市朝日新町8番2地先から 高松市朝日新町1番13地先まで
臨港道路F地区 3号線	高松市朝日新町7番2地先から 高松市朝日新町1番2地先まで
臨港道路F地区 4号線	高松市朝日新町4番2地先から 高松市朝日新町1番2地先まで
臨港道路F地区 5号線	高松市朝日新町5番2地先から 高松市朝日新町1番2地先まで
臨港道路F地区 6号線	高松市朝日新町6番地先から 高松市朝日新町1番2地先まで

臨港道路B地区 東西線	高松市朝日町4丁目11番1地先から 高松市朝日町4丁目1番63地先まで
臨港道路C地区 2号線	略

臨港道路F地区 7号線	<u>高松市朝日新町1番63地先から</u> <u>高松市朝日新町1番16地先まで</u>
臨港道路F地区 8号線	<u>高松市朝日新町14番2地先から</u> <u>高松市朝日新町1番3地先まで</u>
臨港道路F地区 9号線	<u>高松市朝日新町1番10地先から</u> <u>高松市朝日新町13番2地先まで</u>
臨港道路F地区 13号線	<u>高松市朝日新町1番10地先から</u> <u>高松市朝日新町1番10地先まで</u>
臨港道路F地区 14号線	<u>高松市朝日新町2番地先から</u> <u>高松市朝日新町2番地先まで</u>
臨港道路F地区 15号線	<u>高松市朝日新町7番1地先から</u> <u>高松市朝日新町7番2地先まで</u>
臨港道路F地区 16号線	<u>高松市朝日新町4番2地先から</u> <u>高松市朝日新町4番2地先まで</u>
臨港道路F地区 17号線	<u>高松市朝日新町5番2地先から</u> <u>高松市朝日新町5番2地先まで</u>
臨港道路F地区 18号線	<u>高松市朝日新町6番地先から</u> <u>高松市朝日新町6番地先まで</u>
臨港道路F地区 21号線	<u>高松市朝日新町8番9地先から</u> <u>高松市朝日新町8番2地先まで</u>
臨港道路F地区 22号線	<u>高松市朝日新町1番63地先から</u> <u>高松市朝日新町1番63地先まで</u>
臨港道路林田臨 港道路	略
略	

臨港道路F地区 7号線	<u>高松市朝日新町13番2地先から</u> <u>高松市朝日町4丁目11番1地先まで</u>
臨港道路林田臨 港道路	略
略	

別記様式第6号（第7条関係）
略

別記様式第6号の2（第7条の2関係）

報告等要求書

第 号
年 月 日

住所又は所在地

氏名又は名称 殿

香川県公安委員会 印

道路交通法第15条の5第1項の規定により、次のとおり報告資料の提出を求めます。

1 報告をを求める事項
資料の提出

2 報告の期限
資料の提出

- 備考 1 不要の文字は、横線で消すこと。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第6号（第7条関係）
略

別記様式第6号の3 (第7条の3関係)

遠隔操作型小型車の遠隔操作による通行に関する指示書	
殿	
年 月 日	
香川県公安委員会	
道路交通法第15条の6の規定により、次のとおり指示します。	
住 所	
届 出 番 号 等	
指 示 事 項	
指 示 の 理 由	

- 備考 1 所定の欄に記載できないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第7号 (第8条、第16条、第19条関係)

略

別記様式第7号 (第8条、第16条、第19条関係)

略

別記様式第16号の3（第12条の2、第12条の4関係）

誓 約 書	年 月 日
香川県公安委員会 殿	
申請者 名称 代表者	
当法人は、次のいずれにも該当しないことを誓約します。	
1 道路交通法第51条の10の規定により登録を取り消され、その取消 しの日から起算して2年を経過しない法人	
2 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者 をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わ ず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準 ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）の うちに次のいずれかに該当する者のある法人 (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 (2) 禁錮以上の刑に処せられ、又は <u>道路交通法第119条の2の4第 2項</u> の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受 けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者 (3) 集团的又は常習的に確認事務の委託の手續等に関する規則第 3条各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為を行うおそれのある 者 (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第12条若し くは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規 定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日か ら起算して2年を経過しないもの (5) アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者 (6) 精神機能の障害により確認事務を適正に行うに当たって必要 な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第16号の3（第12条の2、第12条の4関係）

誓 約 書	年 月 日
香川県公安委員会 殿	
申請者 名称 代表者	
当法人は、次のいずれにも該当しないことを誓約します。	
1 道路交通法第51条の10の規定により登録を取り消され、その取消 しの日から起算して2年を経過しない法人	
2 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者 をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わ ず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準 ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）の うちに次のいずれかに該当する者のある法人 (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 (2) 禁錮以上の刑に処せられ、又は <u>道路交通法第119条の2第1項 第3号</u> の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を 受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者 (3) 集团的又は常習的に確認事務の委託の手續等に関する規則第 3条各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為を行うおそれのある 者 (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第12条若し くは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規 定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日か ら起算して2年を経過しないもの (5) アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者 (6) 精神機能の障害により確認事務を適正に行うに当たって必要 な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第16号の15（第12条の10関係）

誓 約 書		
年 月 日		
香川県公安委員会 殿		
申請者	住 所	
	氏 名	
私は、次のいずれにも該当しないことを誓約します。		
1	18歳未満の者	
2	破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者	
3	禁錮以上の刑に処せられ、又は道路交通法第119条の2の4第2項の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者	
4	集团的又は常習的に確認事務の委託の手續等に関する規則第3条各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為を行うおそれのある者	
5	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの	
6	アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者	
7	精神機能の障害により確認事務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者	
8	駐車監視員資格者証の返納を命ぜられ、その返納の日から起算して2年を経過しない者	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第16号の15（第12条の10関係）

誓 約 書		
年 月 日		
香川県公安委員会 殿		
申請者	住 所	
	氏 名	
私は、次のいずれにも該当しないことを誓約します。		
1	18歳未満の者	
2	破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者	
3	禁錮以上の刑に処せられ、又は道路交通法第119条の2第1項第3号の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者	
4	集团的又は常習的に確認事務の委託の手續等に関する規則第3条各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為を行うおそれのある者	
5	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの	
6	アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者	
7	精神機能の障害により確認事務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者	
8	駐車監視員資格者証の返納を命ぜられ、その返納の日から起算して2年を経過しない者	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第25号（第24条関係）
略

別記様式第25号の2（第24条の2関係）

是正措置命令書 第 年 月 日 号 殿 香川県公安委員会 印 道路交通法第74条の3第8項の規定により、下記のとおり是正のために必要な措置をとるべきことを命ずる。		
是正すべき安全 運転管理者等	氏 名	(管理者の種別)
	生 年 月 日	年 月 日
自 動 車 の 使 用 の 本 拠	名 称	
	位 置	
是正のために必要な措置		
理 由		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第26号（第25条関係）
略

別記様式第25号（第24条関係）
略

別記様式第26号（第25条関係）
略

別記様式第28号（第26条関係）
略

別記様式第28号の2（第26条の2関係）

報告等要求書

第 号
年 月 日

住所又は所在地

氏名又は名称 殿

香川県公安委員会 印

道路交通法第75条の25第1項の規定により、次のとおり報告資料の提出

を求めます。

1 報告資料の提出を求める事項

2 報告資料の提出の期限

- 備考 1 不要の文字は、横線で消すこと。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第28号（第26条関係）
略

別記様式第28号の3 (第26条の3 関係)

特定自動運行に関する指示書 殿 年 月 日 香川県公安委員会 印	
道路交通法第75条の26第1項の規定により、次のとおり指示します。	
住 所	
氏名又は名称	
許可証番号	
指 示 事 項	
指 示 の 理 由	

備考 1 所定の欄に記載できないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第29号 (第29条関係)
 略

別記様式第29号 (第29条関係)
 略

(香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部改正)

第2条 香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則（平成12年香川県公安委員会規則第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前					
別表（第2条関係）					別表（第2条関係）					
法令等	条項号	内容	公安 委員 会	警察 本部 長	法令等	条項号	内容	公安 委員 会	警察 本部 長	
1～29 略					1～29 略					
30 道路交通法（ 昭和35年法律 第105号）	第4条第1項～第5条第1項 略				30 道路交通法（ 昭和35年法律 第105号）	第4条第1項～第5条第1項 略				
	第5条第2項	略				第5条第2項	略			
	第15条の3第1項	遠隔操作による通行の届出の受理		○		第74条の3第8項	略			
	第15条の3第1項	遠隔操作による通行の届出の変更の受理		○						
	第15条の3第3項	遠隔操作による通行の届出の届出番号等の通知		○						
	第15条の5第1項	遠隔操作型小型車の使用者に対する報告若しくは資料の提出の要求又は立入検査の実施		○						
	第15条の6	遠隔操作型小型車の使用者に対する指示		○						
	第22条の2第1項～第74条の3第5項 略						第22条の2第1項～第74条の3第5項 略			
	第74条の3第6項	略					第74条の3第6項	略		
	第74条の3第8項	自動車の使用者に対する是正措置命令		○			第74条の3第8項	安全運転管理者等講習の通知		略
第74条の3第9項	安全運転管理者等講習の通知	略		第75条第2項～第75条の2の2第2項 略	略					
第75条第2項～第75条の2の2第2項 略				第75条第2項～第75条の2の2第2項 略						

第75条の 12第1項	特定自動運行の許可		○
第75条の 13第1項	特定自動運行の許可に係る審査		○
第75条の 13第2項	特定自動運行の許可に係る意見聴取		○
第75条の 15第1項	許可の条件の付与		○
第75条の 15第2項	付与した許可の条件の変更又は新たな条件の付与		○
第75条の 16第1項	特定自動運行計画の変更の許可		○
第75条の 16第2項	特定自動運行計画の変更許可に係る審査（第75条の13第1項の準用）		○
	特定自動運行計画の変更許可に係る意見聴取（第75条の13第2項の準用）		○
	変更した特定自動運行計画の許可に係る条件の付与（第75条の15第1項の準用）		○
	変更した特定自動運行計画の許可に係る付与した条件の変更又は新たな条件の付与（第75条の15第2項の準用）		○
第75条の 16第3項	軽微な変更の届出の受理		○
第75条の 16第4項	特定自動運行を行う者の氏名又は名称及び住所等の変更の届出の受		○

	理		
第75条の17	許可の公示		○
第75条の25第1項	特定自動運行実施者に対する報告若しくは資料の提出の要求又は立入検査		○
第75条の25第4項	官庁、公共団体その他の者に対する照会又は協力の要請		○
第75条の26第1項	特定自動運行実施者に対する指示		○
第75条の26第2項	特定自動運行実施者に対する指示に係る監督行政庁に対する意見聴取		○
第75条の27第1項	許可の取消し又は効力の停止	○	
第75条の27第2項	許可の取消し又は効力の停止に係る監督行政庁に対する意見聴取（法第75条の26第2項の準用）		○
第75条の29	国家公安委員会への報告及び国家公安委員会からの通報の受理		○
第76条第4項第7号～第114条の3 略			
(1) 道路交通法施行令（昭和35年政令第270号	第6条第3号～第32条の2第1項第2号 略		
	第32条の2第2項第2号及び第32条の3第1項第2号	略	

第76条第4項第7号～第114条の3 略			
(1) 道路交通法施行令（昭和35年政令第270号	第6条第3号～第32条の2第1項第2号 略		
	第32条の2第2項第2号	緊急自動車（中型自動車）の運転資格審査の実施及び合否の判定	略

	第32条の2第3項、 <u>第32条の3第2項</u> 及び <u>第32条の3の2第1項</u>	緊急自動車（準中型自動車）の運転資格審査の実施及び合否の判定	略	
	第32条の3の2第2項及び第32条の4	略		
	第32条の5第1項～第41条の2 略			
(2) 道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）	第3条～第9条の9第1項第2号 略			
	第9条の9第2項第2号	副安全運転管理者の資格に係る認定	略	
	第9条の19第1項	許可証の交付		○
	第9条の21第2項	審査に必要な資料の提出の要求		○
		特定自動運行計画に必要と認める事項の定め の要求		○
	第9条の22	許可に係る意見聴取		○
第9条の23第3項	特定自動運行実施者に対する変更許可の通知及び許可証の再交付		○	

	第32条の2第3項	緊急自動車（準中型自動車）の運転資格審査の実施及び合否の判定	略	
	<u>第32条の3第2項</u> 及び <u>第32条の3の2第1項</u>	緊急自動車（準中型自動車）の運転資格審査の実施及び合否の判定		○
	第32条の3の2第2項及び第32条の4	略		
第32条の5第1項～第41条の2 略				
(2) 道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）	第3条～第9条の9第1項第2号 略			
	第9条の9第2項第2号	副安全運転管理者の資格に係る認定	略	

第9条の25第3項	軽微な変更届出があった場合の許可証の書き換え		○
第9条の33	許可を取り消し、又は効力を停止した場合の通知書の交付		○
第9条の38第1項及び第3項	返納された許可証の受理		○
第9条の38第4項	許可証の返納を受けた場合の公示		○
第10条第3項	道路使用許可申請書の添付書類の定め	略	
第18条の2の3第4項～第38条の4の7 略			
(3)～(17) 略			

31～63 略

64 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）	第5条第2項～第9条第3項 略		
	第19条第1項	略	
	第19条第1項	安全運転管理者等の解任の命令（道路交通法第74条の3第6項の読替え適用）	略
	第19条第1項	自動車運転代行業者に対する是正措置の命令（道路交通法第74条の3第8項の読替え適用）	○
	第19条第1項	安全運転管理者等講習の通知（道路交通法第74条の3第9項の読替え適用）	略
	第19条第1項	略	

第10条第3項	道路使用許可申請書の添付書類の定め	略
第18条の2の3第4項～第38条の4の7 略		
(3)～(17) 略		

31～63 略

64 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）	第5条第2項～第9条第3項 略		
	第19条第1項	略	
	第19条第1項	安全運転管理者等の解任の命令（道路交通法第74条の3第6項の読替え適用）	略
	第19条第1項	安全運転管理者等講習の通知（道路交通法第74条の3第8項の読替え適用）	略
	第19条第1項	略	
	第19条第1項	略	

第21条第1項～第25条第3項 略
(1) 略
64の2～102 略
備考 略

第21条第1項～第25条第3項 略
(1) 略
64の2～102 略
備考 略

(自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則の一部改正)

第3条 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則(平成14年香川県公安委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(認定証の返納の通知) 第5条 略</p> <p><u>(解任命令の手続)</u> <u>第5条の2 法第19条第1項の規定により読み替えて適用される道路交通法(昭和35年法律第105号)第74条の3第6項の規定による安全運転管理者等の解任命令は、別記様式第7号の2の解任命令書により行うものとする。</u></p> <p><u>(是正措置命令の手続)</u> <u>第5条の3 法第19条第1項の規定により読み替えて適用される道路交通法第74条の3第8項の規定による是正措置命令は、別記様式第7号の3の是正措置命令書により行うものとする。</u></p> <p>(報告及び立入りの手続) 第6条 略</p>	<p>(認定証の返納の通知) 第5条 略</p> <p>(報告及び立入りの手続) 第6条 略</p>

別記様式第7号（第5条関係）
略

別記様式第7号の2（第5条の2関係）

<p>安全運転管理者 解任命令書 副安全運転管理者</p> <p>年 月 日</p> <p>殿</p> <p>香川県公安委員会 印</p> <p>自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第19条第1項の規定により読み替えて適用される道路交通法第74条の3第6項の規定により、下記のとおり 安全運転管理者 の解任を命ずる。 副安全運転管理者</p>		
解任すべき 安全運転管 理者等	氏 名	(管理者の種別)
	生年月日	年 月 日
自動車 使用の本拠	名 称	
	位 置	
理 由		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第7号（第5条関係）
略

別記様式第7号の3 (第5条の3関係)

<p>是 正 措 置 命 令 書</p> <p>第 年 月 日</p> <p>殿</p> <p>香川県公安委員会 印</p> <p>自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第19条第1項の規定により読み替えて適用される道路交通法第74条の3第8項の規定により、下記のとおり是正のために必要な措置をとるべきを命ずる。</p>	
<p>是正のために必要な措置</p>	
<p>理 由</p>	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第8号 (第6条関係)

略

別記様式第8号 (第6条関係)

略

附 則
この規則は、令和5年4月1日から施行する。